

# 和田実の保育内容の理念と内容

保育内容「環境」からの検討2. 保育項目「観察」をめぐって

二宮 穰 (十文字学園女子大学)

## 1. 緒言

昨年度の日本保育学会第54回大会において、筆者は他の2名の共同研究者とともに、和田実(1876-1954)の初期の保育理念から、今日の保育内容「環境」と関連のある事柄について検討し発表した。今回は、幼稚園令の制定・公布された1926年(大正15年)前後を対象に、とくに保育項目「観察」の扱いに焦点を絞って検討する。

なお、1926年12月25日、大正天皇崩御にともない、年号は大正から昭和に改められている。

## 2. 幼稚園令制定までの保育内容の変遷

1899年の幼稚園保育及設備規程(文部省令第三十二号)、翌年の小学校令施行規則(文部省令第十四号)に遊嬉、唱歌、談話、手技のいわゆる保育四項目が要旨とともに示され、要旨は、'11年の小学校令施行規則中改正(文部省令第二十四号)で削除された。

## 3. 保育項目「観察」の設置とそれをめぐる状況

1926年4月21日、幼稚園令(勅令第七十四号)が公布された。翌日公布された幼稚園令施行規則(文部省令第十七号)は、第二条で保育項目を「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等トス」と定めた。これは、それまでの保育四項目に新たに観察がつけ加わるとともに、保育項目をこの5つに限定せず、現場の裁量を広く認めたものと理解されている。

このうち「観察」については、施行規則と同日に示された幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項(文部省訓令第九号)に「自然及人事ニ属スル観察ヲナサシムルコトトシ……」と、その内容について簡単に言及されている。

1925年の文部省による調査では、幼稚園933園のうち61園が「観察」という保育項目をすでに実施していたほか、園芸、飼育、園外保育などを通して「観察」に相当する保育内容を取り入れていた園は多く、保育項目に「観察」を加えたのは特に新しい発案ではなかった(辛, 2000)。しかし保育項目として法令で規定されたことにより、保育現場ではその取扱いをめぐって様々な議論や提案がなされたようである。例えば、'26年6月、東京で開催された幼稚園

令発布記念全国幼稚園大会では、大会第二日の第五号議案として「幼稚園令保育項目中ニ示サレタル観察ニ関スル保育方法ニツキ適当ナル方法如何」が提案され、観察材料と設備の概要について質疑応答が行われた。

また、当時保育関係者の間で最も広く購読されていたと思われる月刊誌『幼児の教育』には、1926年(第26巻)から翌27年(第27巻)にかけて、「観察」を主題としたり、何らかの形で言及した記事が多数掲載された。それらは、

- (1) 保育項目としての「観察」をどう理解し、どう実践するかについての解説や提言……………6件
- (2) これまでに行ってきた「観察」の実践記録、保育案などの報告や検討……………17件
- (3) 尋常小学校の「直観科」を念頭に置き、幼稚園の「観察」との関連に言及したもの……………3件の3つに大別される。

なお、当時『幼児の教育』の裏表紙にはフレーベル館の広告が掲載されていたが、'27年5月号には、観察材料として用いる実物を補完するものとして「観察カード」(発行は大正幼稚園出版部)が、7月号には、特に「観察用」と銘打って「昆虫の標本」と「採集用具」が宣伝されている。

以上のようなことから、幼稚園令制定当時すでにかなりの園で「観察」が実践され、経験に基づくノウハウが蓄積されていたこと、「観察」が保育項目として法令で規定されたのにともない、よりよい実践を研究する気運が高まった一方で、その理解や実践のあり方について少なからぬ動揺があったこと、などが窺える。

## 4. 「観察」についての理念

「観察」とは、広く自然や社会の事物を材料に、幼児に直接経験を積ませることを主眼とした保育項目である、と理解されていたようである。この点で、「観察」は今日の保育内容「環境」と共通する性質があったといえる。そこで、以下に「観察」についてのより具体的な論考を取りあげ、検討することにする。

### ① 森川正雄による「観察」の解説

森川正雄(奈良女子高等師範学校教授兼同校附属幼稚園主事)は、著書『幼稚園の理論及実際』(1924)の中で、「観察」に言及している。同書の出版は

幼稚園令の制定以前であるが、幼稚園教育全体の中に、教育事項の一つとして「観察」を明確に位置づけ、そのあり方について論じている点、保母養成課程の教科書として一定の需要があったと考えられる点（若山ほか、発表予定）、などからこれを「観察」のとりえ方の代表例の一つと考え、ここで検討することにする。

同書は3編（320頁）からなるが、森川自身の幼児教育理論が語られるのは第二編である。第一、二章で幼児教育の必要性と、幼児期の心身にわたる発達の特徴を述べた後、こうした前提に基づいて、第三章で幼稚園の目的と任務、第四章で教育事項、第五章で教育方法、第六章で幼稚園に関係する法令が記述されている。「観察」が論じられているのは第四章である。

第四章では、まず幼児期に実現される教育的価値として、道徳的・宗教的・文学的・科学的・芸術的・産業的の6つが挙げられ、次いでこれらの価値を実現するための教育事項として、談話、遊戯、手技、図画、唱歌、観察の6つがかなり詳細に論じられている。

「観察」についての記述は以下のようである。

#### （一）観察の教育的価値

「環境の重要な事物に親熟せしめる事」「経験を正し、拡げ、且整理する事」「研究的態度の形成」「言語の練習」の4項が挙げられている。

#### （二）観察材料の種類

自然、人工の物事合わせ23件が挙げられている。

#### （三）観察に関する議論

年齢が低いほど「観察」は重要さを増す、という認識に基づき、ドイツの直観科、アメリカの保育界での現状に触れた後、自然体験、特に動植物の飼育・栽培の重要性と、保育者自身が観察材料に興味をもつことの大切さを説いている。

#### （四）観察に関する注意

特定の時間割は必要なく随時行うべきこと、実物経験の重視、観察によって得られた「智識」の利用、などを9項目にわたって述べている。

「観察」について森川が重視しているのは、幼児の興味や関心に基づき、身近な環境を直接経験することを通して「智識」を得ることである。また、栽培・飼育を通して幼児の情操を育むことを強調している点などに、今日の保育内容「環境」と共通する意識を認めることができる。

また、談話、遊戯、手技の教育的価値の中に、「観察の涵養」が挙げられているほか、観察材料でもある動植物の飼育・栽培が、手技の種類に挙げられている点などに、「観察」を孤立した教育事項ではなく、他

の教育事項と関連づけてとらえる姿勢が現れている。

#### ② 和田実の「観察」についての主張

「観察」についての和田実の考えは、「保育事項としての『観察』に就いて」（『幼児の教育』第26巻第9号）と「観察材料の予定に就いて」（『同』第27巻第2号）の2編の論文に端的に表れている。特に和田の基本的な考え方が簡潔に語られている前者について、その内容を検討することにする。

和田は「観察」の意義は、幼児が観察欲・経験欲を満足させる遊びを通して新しい「智識」や経験を取り入れ、蓄積することにあるとし、「観察」を「収得的遊戯」と呼んだ。ここで得られたものが手工など発表的遊戯の材料になるのだが、和田によると、従来の幼稚園は「収得的遊戯」を無視して発表させることばかり考える無理を犯していたといい、これが「観察」を歓迎する理由にもなっている。

また、「観察」を、（狭義の）観察、実験、鑑賞、蒐集の4つに分け、それぞれの教育的価値を3ないし4項目挙げているが、特に実験について「外界の理解に対する進みたる効果」等を挙げ、従来の保育に最も欠けた部分の補足に役立つ、と高く評価している。

さらに、観察材料の種類とともに、その収集や選択の原則を挙げ、次いで具体的な観察方法に言及しているが、その注意の中で、幼児の興味・関心を尊重し、育むためには、大人の過度の干渉を避けるとともに、幼児の疑問に適切に答えることが重要で、単に観察材料を与えておけばいいというものではないことを指摘している。

最後に和田は、「観察」はすべての保育事項の基礎であって、保育事項の最初に挙げられなければならない、といい、この稿を結んでいる。

以上から、和田実の「観察」についてのとりえ方の骨子は、これを他の保育項目の基礎となる「収得的遊戯」と位置づけ、従来の幼児教育の欠陥を補うものと評価した点、また、本稿では触れる余裕がなかったが「観察材料の予定」という言葉に象徴される事前の見通しの必要性と、それにとらわれぬ幼児の現状に応じた実践の重要性を主張した点、にあるといえる。

#### 5. 今後の課題

①和田実と森川正雄の「観察」に関する見解の相違については、当日発表予定。

②倉橋惣三の「観察」に関する見解と和田実との異同については、辛（2000）による簡潔なまとめがあるが、機会を改めて検討する予定である。